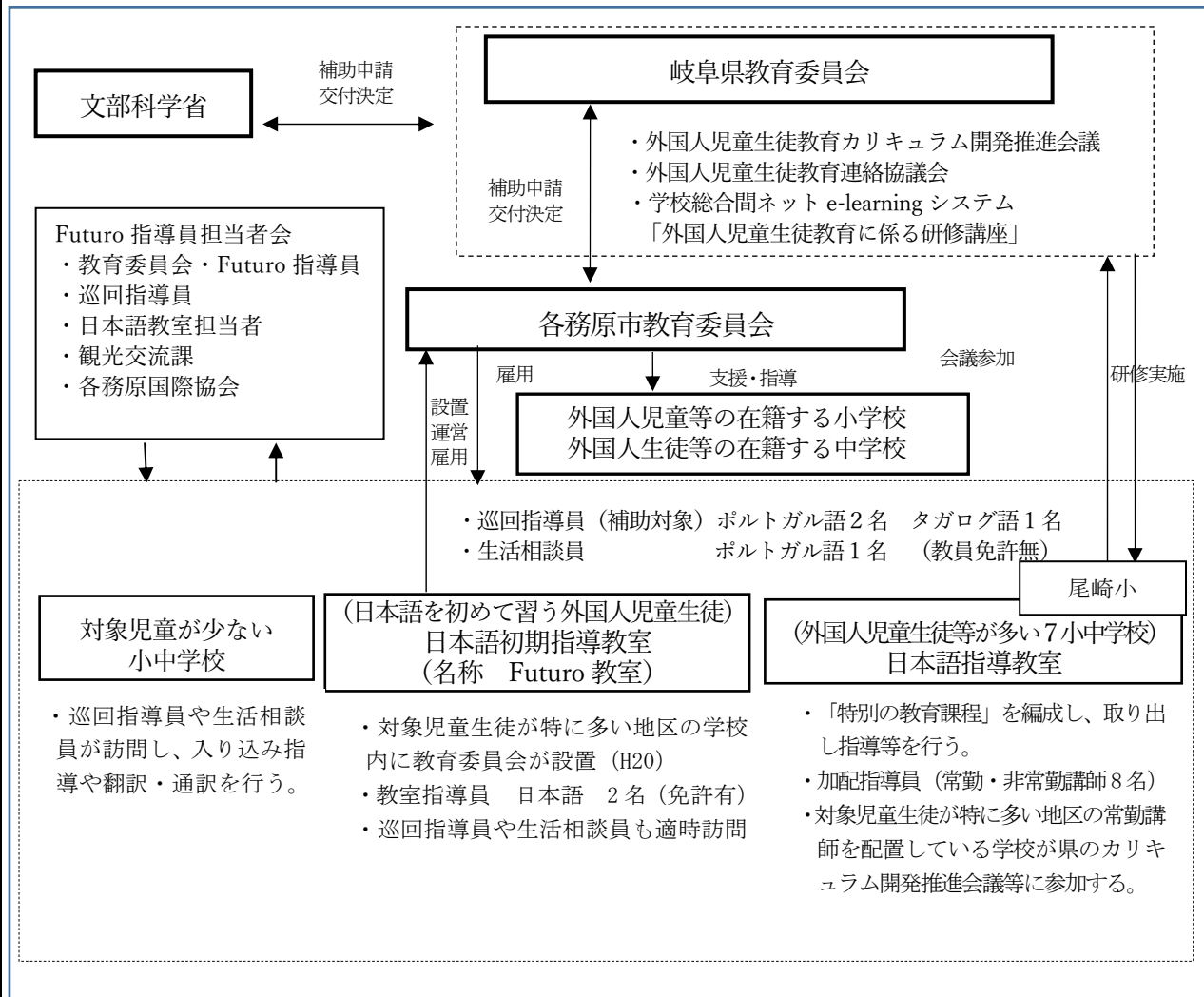


令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 各務原市 】

令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



2. 具体の取組内容

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・毎月1回「Futuro指導員担当者会」を設置し、運営する。この会議は、教育委員会担当者やFuturo指導員、巡回指導員で構成し、市内の児童生徒等の現状と課題を整理し、指導や支援の在り方について協議し改善に努める。
- ・Futuro教室指導員や日本語教室担当者に向けて、本市の観光交流課が行っている事業や外部教育機関等からの情報を提供し、教材や様々な指導方法に関する知見を深める。

(2) 学校における指導体制の構築

- ・外国人児童生徒等が多い学校 (小学校6校、中学校1校) にて、「特別の教育課程」を編成した日本語指導教室を設け、指導を行っている。(常勤講師3名・非常勤講師5名)
- ・日本語を初めて学習する児童生徒等を対象に、市教育委員会が「初期指導教室」を設置。設置場所は、

公共交通機関を利用して通室しやすい那加第二小学校内に設置。市内の学校に編入した外国人児童生徒等が対象。日本の学校生活に慣れるための適応指導や初期日本語指導を、3カ月から6カ月の間、集中して受けることができる。

- ・日本語初期指導教室のある小学校では、「特別の教育課程」を編成した日本語指導教室を設けて、日本語初期指導教室通室終了後も、継続して日本語指導を行っている。
- ・市の拠点校として県主催の会議「外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議」や「外国人児童生徒教育連絡協議会」に参加して、カリキュラムやワークシート等の作成を行ったり指導方法の工夫改善を図ったりしている。
- ・「日本語初期指導教室」に通えない児童生徒がいる場合は、巡回指導員が学校訪問して指導する。また生活相談員も同様に学校訪問して指導したり、保護者の相談に応じたりする。
- ・今後も、指導が必要な児童生徒に対して「特別の教育課程」による指導が継続できるように、教員の基礎定数措置による配置も考えていく。また同時に、巡回指導員等を複数配置し、散在地域においても支援が行き届く体制を継続できるようにする。

R 4 教員加配 8 (常勤講師 3 名・非常勤講師 5 名)

R 5 教員加配 8 (常勤講師 6 名・非常勤講師 4 名)

R 6 教員加配 8 (常勤講師 6 名・非常勤講師 4 名)

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・「特別の教育課程」を編成し「日本語指導教室」にて指導する職員は、学校総合間ネットe-learningシステムの「外国人児童生徒教育に係る研修講座」を活用し、研修を行う。
- ・指導計画（「特別の教育課程編成・実施計画」）を作成し、市教育委員会に提出する。
- ・「日本語指導教室」を設ける学校では、対象となる児童生徒一人一人について指導計画（「個別の指導計画」）を作成する。

(4)成果の普及

- ・市のHP等実践の概要と成果を公表する。
- ・市の教員初任者指導研修会で、日本語初期指導教室の実践を紹介する。
- ・市内小中学校には、教育委員会通信にて、日本語初期指導教室等の実践を紹介する。
- ・日本語初期指導教室の指導の様子を教職員向けに動画配信する。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

① 日本語指導ができる支援員の名称及び人数	② 児童生徒等の母語が分かる支援員の名称及び人数
Futuro 教室指導員：日本語指導員 人数：2 人	Futuro 巡回指導員：母語支援員 対応言語：ポルトガル語（2 人）、 タガログ語・英語（1 人）

- ・外国人児童生徒等の増加及び、編入の散在化の実情から、巡回指導員は3人体制で指導する。
- ・Futuro 教室（日本語初期指導教室）に2人（6時間×5日×35週）の日本語指導員を派遣する。
- ・Futuro 巡回指導員として3人（6時間×5日×35週）の母語支援員が、市内の日本語指導を必要とする児童生徒が在籍している学校（小学校15校・中学校7校）を巡回訪問する。

3. 成果と課題

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・各学校での外国人児童生徒の状況や課題について把握することができ、改善に向けて協議することができた。
- ・計画的に進路指導を実施することができた。
- ・市の関係課からの情報提供により、支援や指導の充実を図ることができた。
- ・通訳、翻訳等で全く対応できない言語を母語とする家庭が増えつつあり、ICT機器を活用しながら対応しているが、細部まで伝わっていないことがあった。保護者の知り合い等を通じて、連絡することで対応している。

(2)学校における指導体制の構築

- ・公共交通機関を利用して日本語初期指導教室へ通室する児童生徒が大幅に増えた。

- ・散在地域においても、日本語教室の設置や日本語初期指導教室への通室、Futuro 巡回指導員、生活相談員の学校訪問等により、該当学校の外国人児童生徒への支援や指導にあたることができた。
- ・本取組を通して、外国人児童生徒の日本語の理解が進み、在籍学級での授業に参加することができるようになってきている。また、進学へとつなげることができた。
- ・巡回指導員や生活相談員が学校と本人や保護者のパイプ役となり、学習環境の改善や進路相談の充実に結びついている。
- ・日本語初期指導教室を利用する児童生徒数が増えたことにより、教室数や指導員を増やすことを検討していく必要がある。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・日本語指導の効果的な指導方法を習得することができた。
- ・定期的な学習評価による、適宜指導計画の見直しを行い、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を進めることができた。
- ・各学校で作成した一人一人の指導計画や教育課程が有効に機能しているか、検証する必要がある。また、確実に次の担当者に引き継ぎ、一人一人の実態に応じた指導や支援の充実が図られているかどうか確認する。

(4)成果の普及

- ・HP等で公表することにより、地域に成果を発信していく。
- ・学校職員関係者に、日本語初期指導教室等の実践を伝えていくことで、きめ細かな指導の成果と課題を共有し、次年度の取組にいかすことができた。
- ・日本語初期指導が必要な児童生徒の保護者からの相談に対して、学校で日本語初期指導教室を紹介してもらえた。
- ・本市の多文化共生推進プランに携わりながら、関係課と連携・協力し、外国人児童生徒や家庭への情報発信に努めていく。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・令和2年度より母語による支援員を増員して外国人児童生徒等のいる全学校を巡回指導することで、散在地域においても支援が行き届くだけでなく、コミュニケーションや学力、学校生活、家庭生活等における悩みを抱える外国人児童生徒やその保護者が相談できる環境が整ってきた。
- ・保護者から通訳や翻訳等の支援の要望があった学校に対しては、100%母語支援員を配置している。
- ・高等学校への進学を希望した外国人生徒の進学率は100%。
→進路説明会や進路懇談の際、保護者が日本語に不慣れな場合、支援員が対応できる母語の場合は、必ず同席している。また、経済的な支援が必要な家庭については、市の福祉課等と連携を図り、可能な限りの対応している。
- ・特に中学校の学習内容に対しては、母語指導員の支援が有効であるため、今後も市内小中学校への指導員の訪問配置を工夫し、有効な活用を目指したい。対応できない言語の支援員の採用についても検討していく必要がある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	(人園)	99人 (15校)	37人 (7校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		69人 (6校)	9人 (1校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・本市の多文化共生推進プランに携わりながら、関係課と連携・協力し、外国人児童生徒や家庭への情報発信に努めていく。
- ・対応できない母語の支援員について、知事部局で採用されている支援員の支援を受けるようにする。